

●日本オープンイノベーション大賞要領

〔平成22年5月27日
日本学術会議第96回幹事会決定〕

(目的)

第1 学術の視点から、産学官金等の各主体における連携を含むオープンイノベーション等の科学技術イノベーション創出に係る活動において、先導的又は独創的な取組の実施等（以下「取組等」という。）を通じ、当該活動の推進に多大な貢献し、若しくは他の模範となることが期待される事例又は着想等を称えることにより、我が国の科学技術イノベーション創出に係る活動の更なる進展に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2 表彰は、科学技術イノベーション創出に係る活動のうち、次の各号の一の分野において、学術の視点から特に顕著な取組等が認められる個人又は団体に対して行う。

- (1) 連携の工夫や仕組みづくり等において優良な事例又は着想
- (2) 将来の社会や産業の在り方に革新をもたらすこと等が期待される事例又は着想
- (3) その他科学技術イノベーション創出に係る活動の推進に資する事例又は着想等

(表彰者)

第3 日本学術会議会長（以下「会長」という。）

(表彰の方法)

第4 表彰状

(被表彰者の選考の時期)

第5 被表彰者の選考は、年1回行う。

(被表彰者の決定)

第6 公募（自薦及び他薦）により集められた候補者のうちから、別に定める選考委員会等の意見を聴いて、会長が、被表彰者を決定する。

会長は、被表彰者の決定後、速やかに幹事会にその旨を報告するものとする。

(表彰の事務)

第7 表彰に関する事務は、日本学術会議事務局において行う。

日本学術会議事務局は、表彰に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し、意見の聴取その他の必要な協力を求めることができる。

(実施要領)

第8 この要領に定めるもののほか、本要領の実施に関して必要な事項は幹事会で定める。

(その他)

第9 この表彰は、令和9年までの間、実施することとする。なお、我が国の科学技術イノベーション創出に係る活動を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じて運用の見直し等を行う。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年1月25日日本学術会議第168回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年10月25日日本学術会議第271回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年11月27日日本学術会議第358回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。